

令和5年度の公募が開始されました！

# ふくしま小規模企業者等 いきいき支援事業補助金 (小規模企業枠)

小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組に対し、地域に密着した商工団体が、計画づくりから事業実施後のフォローアップまで一体的な支援を行うとともに取組に必要な経費の一部を補助します。

## ■補助の対象となる取組・補助率

福島県内の小規模企業者等が行う以下の取組

補助タイプ	補助率	補助上限
①円滑な事業承継	3/4 以内	50 万円
②デジタル化(DX)・新しい生活様式(ニューノーマル)への対応	3/4 以内	30 万円
③創業から3年以内の経営安定化	2/3 以内	30 万円
④販路開拓及び生産性向上	2/3 以内	30 万円

※詳しくは裏面をご覧ください。

## ■補助対象者 … 小規模企業者等

- ・会社及び会社に準ずる営利法人(株式会社、合同会社等)
- ・個人事業主 ・事業協同組合 等

商業(卸売・小売)・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

※複数の小規模企業者等が共同で事業に取り組む場合も対象になります。

## ■募集期間 … 令和5年7月31日(月)【必着】

※詳細は福島商工会議所 HP に掲載の公募要領等をご確認ください！

<https://www.fukushima-cci.or.jp/>

## ■申請書類の提出先

福島県商工会議所連合会内

ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業補助金事務局

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま8階

電話:024-536-5511[9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)]

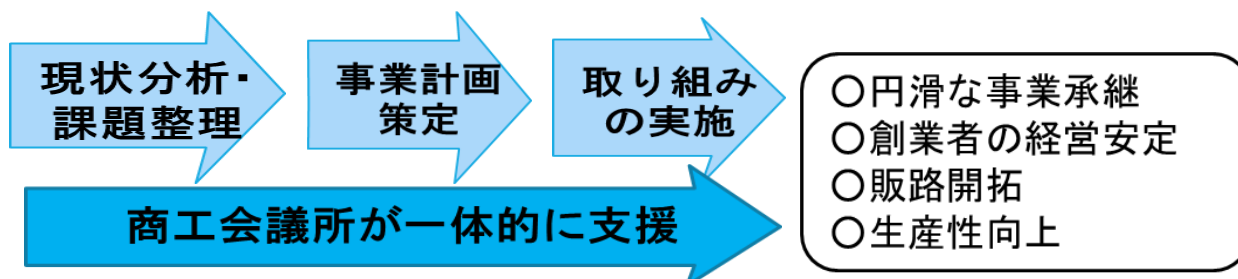
…お問い合わせ・ご相談は…

会津若松商工会議所・中小企業相談所 TEL0242-27-1212

## ■補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費 資料購入費（タイプ①・③のみ）、受講料（タイプ①・③のみ）、取替・処分費（タイプ①・②・④のみ）

## ■事業スキーム



\*ご相談は締め切りまでに十分な余裕をもって、お早めをお願いいたします。

## ■スケジュール

1. 申請受付開始	令和5年7月3日(月)
2. 申請書類一式の送付締切	令和5年7月31日(月)【必着】
3. 採択結果発表	事務局より通知します
4. 補助事業の実施	交付決定日から令和5年12月31日(日)まで
5. 事業実績の報告	事業完了から30日を経過する日または令和6年1月19日(金)のいずれか早い日

## ■補助区分ごとの取組について

### ①円滑な事業承継タイプ

- 経営計画書及び事業承継計画書に基づく概ね3年以内に事業承継をする小規模企業者等、または、経営計画書に基づく事業承継から3年以内の小規模企業者等の円滑な事業承継に向けた取組を支援するもので、事業承継及び承継後の販路開拓等により安定かつ発展的な経営につながる取組であることといたします。
- 事業承継とは、経営者が交代する場合やM&Aの場合があり、どちらも対象となります。
- 「事業承継するために、自社の価値を高める」、「事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う」などの取組も対象となります。
- 概ね3年以内に事業承継をする予定とした場合は、事業終了年度の翌年度から5年間提出する実績報告に、事業を承継したかどうかについて記載し提出していただきます。

### ②デジタル化(DX)・新しい生活様式(ニューノーマル)への対応

- 経営計画書に基づくポスト・コロナを見据えた新しい生活様式(ニューノーマル)やデジタル化(DX)など経済社会構造の急速な変化への対応するため、新たな取組を実施する小規模企業者等を支援するものです。デジタル化(DX)・ニューノーマルへ対応することで持続的かつ発展的な経営につなげる取組であることとします。
- デジタル化(DX)対応の取組には「ECサイトやスマホ対応サイトの新設」などもあります。
- ニューノーマル対応の取組には「非接触・非対面型サービスの導入」及び「テイクアウトやデリバリー等のサービスに新たに取り組むための新商品開発」などもあります。 ・「事業承継する

### ③創業から3年以内の経営安定化

- 経営計画書に基づく創業から3年以内の小規模企業者等を支援するもので、今後概ね5年後までの持続的な経営につながる取組であることといたします。
- 取組には、「自社を認知してもらうための普及啓発事業」や「商品ケース等の陳列棚の整備」などもあります。

### ④販路開拓及び生産性向上

- 経営計画書に基づく販路開拓や売上の拡大及び生産性向上に取り組む小規模企業者等を支援するもので、販路開拓及び生産性向上により持続的かつ発展的な経営につなげる取組であることといたします。
- 開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。
- 生産性向上には、「サービス提供等プロセスの改善」もあります。
- 従業員の処遇の改善につながるような生産性向上の取組も対象となります。